

経過的長期給付積立金の管理及び運用が安全かつ効率的に行われるようにするための基本的な指針の一部改正について

経過的長期給付積立金の管理及び運用が安全かつ効率的に行われるようにするための基本的な指針（平成27年9月30日財計第2917号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改 正 後	改 正 前
<p>第1 積立金の管理及び運用に関する基本的な方針</p> <p>1 [略]</p> <p>2 積立金の運用は、<u>早期に積立金の規模が縮小する中で、年金給付等のために必要な資金を確保した上で、可能な限り収益を獲得することを目的として行うこと。</u></p>	<p>第1 積立金の管理及び運用に関する基本的な方針</p> <p>1 [略]</p> <p>2 積立金の運用は、<u>経過的長期給付事業の財政上の諸前提を踏まえ、年金給付等に必要な資金の流動性を確保しつつ、必要となる積立金の運用利回りを、最低限のリスクで確保することを目的として行うこと。</u></p> <p><u>なお、経過的長期給付制度が閉鎖型年金制度であり、比較的早期に積立金の規模が縮小する見込みであるといった制度の特性を踏まえ、積立金の運用に際しては、資金の流動性の確保には特に留意し、かつ平成26年財政再計算における足下の経済前提等に留意すること。</u></p>
<p>第2 積立金の管理及び運用に関し国家公務員共済組合連合会が遵守すべき基本的な事項</p> <p>1 [略]</p> <p>2 連合会は、本指針が変更されたときその他必要があると認めるときは、積立金管理運用方針に検討を加え、必要に応じ、これを変更しなければならないこと。</p>	<p>第2 積立金の管理及び運用に関し国家公務員共済組合連合会が遵守すべき基本的な事項</p> <p>1 [略]</p> <p>2 連合会は、本指針が変更されたときその他必要があると認めるときは、積立金管理運用方針に検討を加え、必要に応じ、これを変更しなければならないこと。</p> <p><u>特に、基本ポートフォリオについては、策定時に想定した運用環境が現実から乖離していないか等についての検証を定期</u></p>

<p>[3～6 略]</p> <p>第3 [略]</p> <p>第4 その他積立金の管理及び運用に関する重要事項</p> <p>1 連合会は、積立金の運用の状況については、原則として簿価評価<u>すること</u>。</p> <p>[2～6 略]</p>	<p><u>的に行い、必要に応じ、随時見直すこと</u></p> <p>。—</p> <p>[3～6 略]</p> <p>第3 [略]</p> <p>第4 その他積立金の管理及び運用に関する重要事項</p> <p>1 連合会は、積立金の運用の状況については、原則として簿価評価<u>し、必要となる運用利回りによる評価を行うこと</u>。</p> <p>[2～6 略]</p>
<p>備考 表中の [] の記載は注記である。</p>	

附 則

この改正は、令和2年4月1日から適用する。